

議第54号

呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
呉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護保険条例の一部を改正する条例

呉市介護保険条例（平成12年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6号ア中「という。）」の次に、「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の呉市介護保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第7期介護保険事業計画期間における保険料率を設定するとともに、関係法令の改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。